

榑原財産区

平成20年3月6日付け津市監査委員告示第3号公表分

監査の結果	覚書により、地上権設定契約の解除に伴う補償金が、毎年、旧地上権者に対し支払われているが、平成23年2月に当該覚書の更新時期を迎えることから、補償内容について十分精査のうえ、適切に処理されたい。
措置の内容	当該覚書の更新時に補償内容について精査し、平成23年2月10日から平成27年6月27日までの期間に限り補償金を支払うこととした。